

調整方針(案)一覧 (使用料、手数料等の取扱い)

1 施設使用料等

(1) 現行どおりとするもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
おだわら市民交流センター利用料金	市民の多様な活動を支援し、交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図るため、おだわら市民交流センターを設置し、会議室等の利用料金を徴収する。		【使用料】別添資料参照 【減免】 市が公用のため使用する場合、免除。指定管理者が特に必要と認める場合、減額又は免除。		現行どおりとする。	南足柄市に同様の施設がないこと、現在の利用料金は近隣市等の状況を加味して設定してから間もないため。	変更がないため、混乱が起きない。	特になし
女性センター使用料		男女共生社会の実現を推進するため、南足柄女性センターを設置し、会議室等の使用料を徴収する。		【使用料】別添資料参照 【減免】市が公用のため使用する場合、免除。市長が特に必要と認める場合、減額又は免除。	現行どおりとする。	料金については、平成29年7月1日付けで10%増額しているため、新市においても現行のとおり実施する。	現行どおりの料金のため、利用団体が安定して利用できる。	値上げにより利用者の減少が見込まれるが、使用料値上げに対するチラシを作成し、市民に周知する。
小田原文学館観覧料	小田原文学館の観覧料の徴収		【使用料】 大人250円、小中学生100円 (20名以上の団体料金: 大人180円、小中学生70円) 【減免】 幼児・障害者手帳・小田原市発行の「福寿カード」持参・提示で無料(付添1名含む)		現行どおりとする。	小田原市のみ実施する業務であるため。	特になし	特になし
スポーツ施設等に係る使用料(指定管理施設)	スポーツ施設等に係る使用料等の徴収事務(指定管理施設) 小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場	スポーツ施設等に係る使用料等の徴収事務(指定管理施設) 体育センター、総合グラウンド、大口河川敷グラウンド、広町パークゴルフ場、大口河川敷パークゴルフ場、運動公園	【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	現行どおりとする。	スポーツ施設については、平成6年から県西地域2市8町の間で利用協定を結んでおり、すでに広域連携がなされている中で現在の使用料で運営しているため。	特になし	特になし
スポーツ施設等に係る使用料(市管理施設)	スポーツ施設等に係る使用料等の徴収事務(市管理施設) 城山庭球場、城内弓道場、市宮御幸の浜プール、スポーツ広場、酒匂川左岸サイクリング場、酒匂川サイクリングロード		【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照		現行どおりとする。	スポーツ施設については、平成6年から県西地域2市8町の間で利用協定を結んでおり、すでに広域連携がなされている中で現在の使用料で運営しているため。	特になし	特になし
夜間照明使用料	夜間照明使用料の徴収	夜間照明使用料の徴収	【使用料】(2時間につき) ○国府津小学校 2,600円 ○豊川小学校 3,000円 ○酒匂中学校 (A照明)5,000円 (B照明)3,000円 ※酒匂中学校 A照明: 軟式野球用 B照明: サッカー、ソフトボール用 【減免】なし	【使用料】(1回につき) ○A照明(野球、ソフトボール等) 3,000円 ○B照明(サッカー等) 2,500円 【減免】なし	現行どおりとする。	使用料は照明の数等でばらつきがあるので、当面現行のままとし、将来的には照度等を考慮しながら一定の基準で統一を図る。	料金が変わらないため、利用者には分かりやすい。	施設により料金が異なるため、新規の利用者は混乱するが、将来的には照度等を考慮しながら一定の基準で統一を図る。
生涯学習センター分館施設使用料	生涯学習センター分館の会議室等を使用する際の使用料の徴収。なお、使用許可は支所長が、使用料徴収は支所職員が行う。		【使用料】別添資料参照 【減免】 小田原市、神奈川県又は国が公用のために使用する場合は免除。 教育委員会が別に定める基準により認定した団体が社会教育事業のために使用する場合は施設使用料の2分の1減額。 その他教育委員会が特に必要と認める場合、教育委員会が定める額の減額又は免除。		現行どおりとする。	小田原市のみ施設であるため。	特になし	特になし
生涯学習センター国府津学習館施設使用料	生涯学習センター国府津学習館の会議室等を使用する際の使用料及び器具使用料の徴収。		【使用料】別添資料参照 【減免】 小田原市、神奈川県又は国が公用のために使用する場合は免除。 教育委員会が別に定める基準により認定した団体が社会教育事業のために使用する場合は施設使用料の2分の1減額。 その他教育委員会が特に必要と認める場合、教育委員会が定める額の減額又は免除。		現行どおりとする。	小田原市のみ施設であるため。	特になし	特になし
郷土文化館施設使用料	負担の公平性の観点から、郷土文化館の施設(会議室)の利用者に対し、受益の負担を求める。		【使用料】別添資料参照 【減免】 公用のため使用するときは又は市長が相当の理由があると認めるときは免除。 公益事業のため用するとき2分の1減額。		現行どおりとする。	小田原市のみ施設であるため。	特になし	特になし

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
松永記念館施設使用料	負担の公平性の観点から、松永記念館の施設(茶室等)の利用者に対し、受益の負担を求める。		【使用料】別添資料参照 【減免】 公用のため使用するとき又は市長が相当の理由があると認めるときは免除。公益事業のため用するとき2分の1減額。		現行どおりとする。	小田原市のみの施設であるため。	特になし	特になし
尊徳記念館観覧料	尊徳記念館展示室の観覧料の徴収		【使用料】 ○個人 中学生を除く15歳以上の者 200円 小学生及び中学生 100円 ○団体 中学生、高校生及び大学生を除く15歳以上の者 150円 高校生及び大学生 120円 小学生及び中学生 80円 【減免】 幼児、福寿手帳所持者、障がい者等		現行どおりとする。	小田原市のみの施設であるため。	特になし	特になし
尊徳記念館施設使用料	尊徳記念館の会議室等を使用する際の使用料の徴収		【使用料】別添資料参照 【減免】 宿泊料については、市内在住の小学生が使用の場合は2分の1減額。		現行どおりとする。	小田原市のみの施設であるため。	特になし	特になし
生きがいふれあいセンター使用料	高齢者の生きがいづくりのための教養講座や健康づくりに関する講習会、スポーツ・レクリエーション活動、技能訓練及び世代を超えた交流活動の場としての施設である、生きがいふれあいセンターいそぎの使用料である。		【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照		現行どおりとする。	利用者が高齢者に限定していないことから、使用料については通常の施設と同様に徴収できると思われる。また、団体内の高齢者の比率によって使用料が減額されており、高齢者に配慮した使用料設定も行っている。類似団体と比較した場合、使用料は高いとも低いとも言えないので、現行どおりとする。	移行事務が発生しない。	現行どおりのため、収入の増額や市民サービスの向上は期待できないが、今後の経済状況や建物の状態を勘案し、使用料については検討を継続する。
りんどう会館施設使用料		りんどう会館の施設使用料徴収に関する事務は南足柄市社会福祉協議会へ委託している。なお、施設使用料減免団体の登録事務は市が行っている。		【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	現行どおりとする。	小田原市に類似の施設があるが、別の施設であるため。	利用者にとって不利益が生じない。	特になし
障害児通園施設使用料	障害児発達支援事業所として、肢体不自由児・発達障がい児もしくは早期支援を必要とする児等の就学前の児童を受け入れ、母子同伴の療育を行う。	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所(多機能型事業所)として、児童福祉法の児童発達支援、放課後等デイサービスを提供する。	【使用料】 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の規定に基づき児童発達支援に通常要する費用につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割。 【負担上限額】 生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円 市民税所得割28万円未満 4,600円 市民税所得割28万円以上 37,200円 ※住民票上の世帯全員の収入・課税状況で算定。	【使用料】 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の規定に基づき児童発達支援に通常要する費用につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割。 【負担上限額】 生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円 市民税所得割28万円未満 4,600円 市民税所得割28万円以上 37,200円 ※住民票上の世帯全員の収入・課税状況で算定。	現行どおりとする。	児童福祉法に基づく事務であるため。	特になし	事業所規模の違いによる利用者負担額の違いが出る。職員等の配置状況に違いがあるため、事業所間のサービス格差が生じる。小田原市は放課後等デイサービスを実施していないため地域格差が生じる。対応策としては、対象者(地域)の見直しや、放課後等デイサービスの実施または廃止の検討をする。
保健センター使用料	小田原市保健センターの会議室等使用料に係る使用料		【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照		現行どおりとする。	類似団体と比較しても、差がないため。	特になし	現行どおりのため、収入の増額や市民サービスの向上は期待できない。
農業振興施設使用料(小田原市梅の里センター、小田原市いこいの森、足柄森林公園丸太の森)	梅の里センター(指定管理者:JVトータルライフサービス・小田原食とみどり)、いこいの森(指定管理者:小田原市森林組合)の施設の利用者に対して、指定管理者が利用料金の徴収、減免及び還付に関する業務を行う。	施設利用者から使用料を徴収する。	【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	現行どおりとする。	各施設で現行の使用料や減免を決定した経緯を考慮する。	見直しに係る事務の負担が軽減されるほか、現利用者が混乱することなく継続利用できる。	特になし

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
青果市場施設使用料	青果市場施設使用料を市場施設使用者から徴収する。		【使用料】 ○卸売業者市場使用料 その月の卸売金額の1,000分の2.5 ○会議室(1時間につき) 1,080円 ○卸売場(1㎡・1月につき) 120円 ○業者事務所(1㎡・1月につき) 507円 ○倉庫(1㎡・1月につき) 204円 ○冷蔵庫一式(1月につき) 90,720円 ○売店(1㎡・1月につき) 388円 【減免】 公用又は公共の用に供するため使用するとき。緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。災害によって使用施設を使用できないとき。		現行どおりとする。	小田原市だけの施設であるため。今後、再整備に向けて、市場のあり方を検討していく。	使用料の見直しに当たっては、市場関係者の合意が必要となるが、現在、老朽化した施設の中で業務を遂行しており、再整備の際の協議には前向きな協力が得られると思われる。	特になし	
市営漁港施設使用料	市が管理する漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設を利用する者から使用料を徴収する。		【使用料】 ○岸壁(水産物50kgにつき) 2円 (一般貨物1tにつき) 50円 ○停係泊料(1そう1日につき) 漁船(20t以下) 60円 (20t以上) 80円 (上記以外) 120円 【減免】 市長が特に必要があると認めるとき。		現行どおりとする。	小田原市だけの事務であり、使用料金は類似団体と比較しても同水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし	
漁具倉庫使用料	小田原漁港漁具倉庫を適正に管理するため、利用者から使用料を徴収する。		【使用料】(1㎡・1月) 190円、詰所の場合 240円 【減免】 市長が特に必要があると認めるとき。		現行どおりとする。	小田原市だけの事務であり、使用料金は類似団体と比較しても同水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし	
水産市場施設使用料	水産市場施設を使用する者から使用料を徴収する。		【使用料】 ○卸売業者市場使用料 その月の卸売金額に1,000分の3以内で規則で定める率を乗じて得た額に消費税等相当額を加算して得た額 ○卸売業者売場(1㎡・1月につき) 216円 ○事務室等(1㎡・1月につき) 432円 ○倉庫(1㎡・1月につき) 226円 ○容器棚(1㎡・1月につき) 57円 ○食堂(1㎡・1月につき) 432円 ○売店(1㎡・1月につき) 432円 ○会議室(1時間につき) 1,080円 ○立体駐車場(1台・1月につき) 4,193円 【減免】 市長が特に必要があると認めるとき。		現行どおりとする。	小田原市だけの事務であり、使用料金は類似団体と比較しても同水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし	
サンサンヒルズ小田原使用料	サンサンヒルズ小田原を一般供用で使用する場合に使用料を徴収する。		【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照		現行どおりとする。	競輪供用に支障のない範囲内で、青少年の育成・社会教育の振興等を行う団体が有効利用しているため、使用料金については現行のとおりとする。	事務事業を円滑に行うことができる。	特になし	
市営ヴェルミ立体駐車場使用料		市営ヴェルミ立体駐車場使用料の徴収		【使用料】 ○5時間まで(30分につき) 100円 ○5時間を超えたとき24時間まで 1,000円 ○定期駐車(一般、1台・1月) 7,000円 ○定期駐車(大口) 32,500円(5台・1月につき) 60,000円(10台・1月につき) 150,000円(30台・1月につき) 170,500円(50台・1月につき) 【減免】 次のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、免除 ・市が所有する自動車 ・道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車 ・国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うために使用する自動車 ・その他市長が特に必要と認める自動車		現行どおりとする。	地域性を考慮し、現行のとおりとする。	料金見直しに伴う事務が発生しない。	特になし

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
上府中公園、フラワーガーデン、小田原こどもの森公園わんぱくランド、辻村植物公園施設使用料	上府中公園、フラワーガーデン、小田原こどもの森公園わんぱくランド及び辻村植物公園の有料施設の使用料		【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照		現行どおりとする。	利用者負担の観点から、施設の水準・建築年などにより、現行どおりとする。	料金見直しに伴う事務が発生しない。利用者の負担増が発生しない。	特になし
久野霊園使用料	久野霊園の墳墓の使用料		【使用料】 ○墳墓4㎡(1区画) 525,000円 ○墳墓6㎡(1区画) 787,000円 ○一時使用(1日・1㎡) 10円 【減免】なし		現行どおりとする。	利用者負担により設定した単価であるため。	料金見直しに伴う事務が発生しない。	特になし
関本公園テニスコート使用料		関本公園テニスコート施設使用料の徴収		【使用料】440円(1面・1時間) 【減免】 ・市が主催する行事を行うために利用するとき。免除 ・市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は市内の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設が体育行事等を行うために利用するとき。免除 ・足柄上・南中学校体育連盟又は東西ブロック中学校体育連盟が主催して体育行事等を行うために利用するとき。免除 ・南足柄市体育協会又はこれに所属する団体が主催する体育行事等を行うために利用するとき。50%減額 ・国又は県が主催する行事を行うために利用するとき。50%減額 ・社会教育団体が主催して体育行事等を行うために利用するとき。50%減額 ・その他市長が特に必要と認めるとき。50%減額又は免除	現行どおりとする。	施設の規模・老朽化に差異があるため、現行どおりとする。	料金見直しに伴う事務が発生しない。利用者の負担増が発生しない。	特になし
市営住宅使用料	市営住宅入居者に対して家賃として、住宅使用料を賦課して、請求する。	市営住宅入居者に対して家賃として、住宅使用料を賦課して、請求する。	【使用料】別添資料参照 【減免】 ・収入が著しく低額の場合 ・入居者が病気にかかっている場合 ・入居者が災害により著しい損害を受けた場合 ・上記に準ずる特別な事情がある場合	【使用料】別添資料参照 【減免】 ・入居者又は同居者の収入が著しく低額の場合 ・入居者又は同居者が病気にかかっている場合 ・入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けた場合 ・上記に準ずる特別な事情がある場合	現行どおりとする。	公営住宅法施行令により算定方法が定められており、減免要件は両市で差異がないため。	特になし	特になし
地域センター使用料 コミュニティセンター使用料	地域センターの貸室にかかる使用料	コミュニティセンター会議室等を使用する際の使用料の徴収	【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	【使用料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	現行どおりとするが、減免規定と営利目的利用の加算率は新たに設定する。	減免規定と営利目的利用の加算率については、利用者にとって公平な利用とするため、同水準を設定する。	利用者にとって公平な利用となる。	減免対象、営利加算率、条例上の管理内容の変更が生じる。 減免については、両市で概念が異なる団体や活動の比較精査は困難なことから、減額については廃止を検討し、条例上の不利益、管理内容については、両市ほぼ同様であることから、実務面での統一を行っていく。料金については、次の改定までの暫定とする。営利加算については、率が高い南足柄市に合わせる。
小田原市民会館使用料 南足柄市文化会館使用料	市民会館の使用料及び付帯設備及び器具使用料を徴収する。	文化会館の使用料及び付帯設備及び器具使用料を徴収する。	【使用料】別添資料参照 【減免・免除】 ・市が主催する行事のために使用するとき ・学校教育法第1条に規定する市内の学校及び児童福祉法第7条に規定する市内の児童福祉施設が文化行事を行うために使用するとき 【減免・使用料の2分の1の額の減額】 ・市が共催する文化行事に使用するとき ・国又は他の地方公共団体が主催する文化行事のために使用するとき ・市内の文化団体及び福祉活動を行っている団体が市が財政援助をしているものがその事業の行事等のために使用するとき	【使用料】別添資料参照 【減免・免除】 ・市(行政委員会、市が設置する附属機関等を含む)及び指定管理者が主催するとき ・市内の公立の保育園、幼稚園、小・中学校が学校行事で利用するとき 【減免・50%減額】 ・市内の私立の保育園、幼稚園、小・中学校が学校行事で利用するとき ・その他市長が特に必要と認めるとき 【減免・30%減額】 ・社会福祉関係団体、自治会などの地域コミュニティ団体、NPO団体、社会教育関係団体、教育関係団体が、その目的のための活動で利用するとき ・その他市長が特に必要と認めるとき	使用料については、それぞれ現行のとおり新市に引き継ぐが、減免・免除については、合併後3年を目途に新たな水準を設定する。	減免・免除の規定は、市の中で規定が異なることは利用者にとって公平な利用とならないため、同水準を設定する。減免・免除の規定は、できるだけ縮小する方向で検討したい。	負担の公平性が図られる。	利用者への説明が必要であるため、周知を徹底する。

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
生涯学習センター本館施設使用料 中部公民館施設使用料	生涯学習センター本館のホール、舞台、会議室等を使用する際の使用料及び器具使用料の徴収。なお、(特非)小田原市生涯学習推進員の会に施設窓口のみ委託。	中部公民館の会議室等を使用する際の使用料及び器具使用料の徴収	【使用料】別添資料参照 【減免】 ・小田原市、神奈川県又は国が公用のために使用する場合は免除。 ・教育委員会が別に定める基準により認定した団体が社会教育事業のために使用する場合は施設使用料の2分の1減額。 ・その他教育委員会が特に必要と認める場合 教育委員会が定める額の減額又は免除。	【使用料】別添資料参照 【減免】 ・市・社会福祉協議会・登録ボランティア団体・市内公立幼保小中学校は免除。 ・市内学校の部活動・市内私立幼稚園保育園は50%減額。 ・自治会関係団体・PTA関係団体・少年スポーツ団体等は30%減額。	現行どおりとするが、減免の基準は小田原市の事務処理方式を適用する。	中部公民館を生涯学習センターとするため、減免基準は統一する。	現状と同様の歳入が見込めるほか、利用者にとって混乱が生じない。	1時間当たりの単価に差異があるが、市全体の公共施設のあり方を考える中で、適正な使用料を検討していく。
市営住宅駐車場使用料	市営住宅入居者のための駐車場を住宅敷地内において運営管理し、利用者に対しては駐車場使用料を賦課して、請求する。	市営住宅入居者のための駐車場を住宅敷地内において運営管理し、利用者に対しては駐車場使用料を賦課して、請求する。	【使用料】(1月につき) ○蓮正寺住宅東駐車場 5,500円 ○かすみのせ住宅駐車場 5,500円 ○霞田住宅東駐車場 5,500円 ○螢田住宅駐車場 5,500円 ○浜住宅駐車場 7,000円 ○早川住宅駐車場 5,500円 【減免】 ・収入が著しく低額の場合 ・入居者が病気にかかっている場合 ・入居者が災害により著しい損害を受けた場合 ・上記に準ずる特別な事情がある場合	【使用料】(1月につき) ○向田住宅駐車場 4,000円 ○久根下住宅駐車場 5,000円 ○怒田住宅駐車場 4,000円 【減免】なし	使用料は、現行どおりとするが、減免要件は、小田原市の事務処理方式を適用する。	使用料は、両市とも近傍単価を適用しているため、現行どおりとする。減免要件は、使用者の多い小田原市の規定を適用する。	現行の使用料のため、使用者の負担は変わらない。減免要件を設けることで、一時的に収入が減少した使用者も使用が可能となり、滞納額の抑制となる。	減免要件を設けることにより、他の利用者との公平性が失われるが、要件について使用者に周知することにより、公平性を確保する。

(2) 小田原市の事務処理方式を適用するもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
郷土文化館観覧料 郷土資料館入館料	施設(郷土文化館)の維持運営に資するとともに、負担の公平性の観点から、特別の展示(特別展等)を観覧させる対価として、観覧者に対し受益の負担を求める。	施設(郷土資料館)の維持運営に資するとともに、負担の公平性の観点から、展示等の観覧の対価として、入館者に対し受益の負担を求める。	【使用料】 ○入館料 無料 ○観覧料 一般500円 (展覧会の規模等に応じ、減額あり) 【減免】 小田原市福寿カード所持者(市内在住65歳以上)、身体障がい者、高校生以下、展覧会協力者等	【使用料】 ○常設展(入館料) 大人200円、小中学生100円 ○特別展 大人400円、小中学生200円 【減免】 身体障がい者手帳の本人のみ入館料の2割引き、小学生以下、展示会協力者等、団体割引あり(入館料の2割引き)	小田原市の事務処理方式を適用し、博物館法の適用を受ける施設的方式にする。常設展の観覧を含む入館料は無料とし、特別展においてのみ観覧料の徴収を実施する。	博物館法の趣旨「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない」にしたがい、利用の根幹となる常設展は利用者の利便性を高める目的で無料とし、特別な展示等を実施する場合のみ受益者の負担を求める。	利用者の多い小田原市の事務処理方式を適用することで、混乱が少ない。常設展の観覧が無料となることで来館者にとって利用しやすくなり、利用者が増加する。常設展の入館料徴収事務に係る経費が縮減できる。	南足柄市郷土資料館の常設展利用者に関わる入場料が免除されることで、入館料収入が減少するが、特別展の実施による観覧料収入の増加、入館料徴収事務の縮減による経費の削減を図る。
斎場使用料	小田原市斎場使用許可書に基づいた斎場使用料		【使用料】別添資料参照 【減免】 市長が特に必要があると認める場合(火葬対象者が生活保護対象者の場合)		新市の居住者については、市内居住者の使用料を適用し、南足柄市居住者の使用料を廃止する。	使用者の多い小田原市居住者の使用料を適用することにより、混乱が少ないため。なお、新斎場の使用料などについては、平成30年度に設置条例を制定予定であり、協議会市町村は同一水準の予定。	南足柄市民の負担減となる。	歳入減となる。

(3) 廃止するもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
学校体育館使用料		学校体育館使用料の徴収		【使用料】(1時間につき) ○一般 200円 ○中学生以下を主な構成員とする団体 100円 【減免】 市、学校関係、自治会、子ども会等は免除	廃止	学校数の多い小田原市の考え方に合わせて、無料開放とする。有料化については今後検討していく。	市民の反対や混乱はないと思われる。	使用料収入がなくなる。
子どもセンター使用料		児童の健全な心身の育成を図るとともに、子育て支援を積極的に推進するため、南足柄市子どもセンターを設置する。		【使用料】(1時間につき) ○工芸室 300円 ○テニスコート 300円 ○体育館 (全面)400円、(半面)200円 【減免】 特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。	廃止	南足柄市において、平成28年度中に用途廃止に向けて手続きを行うため。	特になし	特になし
勤労会館使用料	地域勤労者の福祉の増進を図るため、勤労者会館を設置する。		無料		廃止	老朽化及び耐震化のため、平成28年9月末を持って休館し、平成29年6月1日をもって廃止する予定である。	耐震診断費・改修費、リニューアル工事費及びランニングコストが削減できる。	勤労者の活動拠点がなくなり、高額な除去費がかかるが、別施設に一部の機能を移転し、除去費については除去費を見込むとともに、更地の売却を検討し、費用の一部を回収する。

2 その他の使用料①（行政財産の目的外使用に係る使用料等）

(1) 現行どおりとするもの

事務事業名	現 況		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
WiMAX(無線通信技術)基地局設置使用料		りんどう会館屋上にアンテナを設置することによる使用料と電気料の徴収事務。		【使用料】324,000円 【電気料】187,680円 【減免】なし	現行どおりとする。	業者に県内で同様の市があるか確認したところ、存在を確認できなかったため、現行どおりとする。	現行どおりなので、影響はない。	特になし
漁港施設占用料	市が管理する漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設を占用する者から占用料を徴収する。		【使用料】別添資料参照 【減免】市長が特に必要があると認めるとき。		現行どおりとする。	類似団体と比較しても同水準のため。	現行どおりなので、混乱はない。	特になし

(2) 小田原市の事務処理方式を適用するもの

事務事業名	現 況		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
普通財産の貸付	普通財産の貸付に伴う料金を徴収する。	普通財産の貸付に伴う料金を徴収する。	<p>【貸付料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土地 近傍類似の土地の固定資産税評価額(m<sup>2</sup>)×5/1000×貸付面積</li> <li>○建物 近傍類似の建物の固定資産税評価額(m<sup>2</sup>)×8/1000×貸付面積に、貸付面積にかかる建物敷地について土地の貸付額計算に基づき算定した額を加えた額</li> <li>○土地・建物以外 適正な時価に準じて算定した額</li> <li>○電柱・水管等 道路占用料徴収条例に準じた単価</li> </ul> <p>【減免】</p> <p>普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1)他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2)地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。</p>	<p>【貸付料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土地 駐車場として貸付をしている場所は近隣駐車場の月額料金を参考に決定している。その他の場合は不動産鑑定を元に賃借料を決定している。</li> <li>○建物 事例なし</li> </ul> <p>【減免】</p> <p>普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。</p> <p>(1)他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2)地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付を受けたものが、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	貸付件数と歳入決算額が多い小田原市の方式を適用する。ただし、南足柄市分については、合併後3年間で段階的に小田原市の制度に合わせる。	貸付件数と歳入決算額が多い小田原市の方式を適用することで、混乱が少ない。	南足柄市分は増額となるため、現契約者については、周知・説明を十分に行う。
行政財産目的外使用料	行政財産の目的外使用に伴う料金を徴収する。	行政財産の目的外使用に伴う料金を徴収する。	<p>【使用料】(月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土地 近傍類似の土地の固定資産税評価額(m<sup>2</sup>)×4/1000×使用面積</li> <li>○建物 近傍類似の建物の固定資産税評価額(m<sup>2</sup>)×7/1000×使用面積に、使用面積にかかる建物敷地について土地の使用額計算に基づき算定した額を加えた額</li> <li>○土地・建物以外 適正な時価に準じて算定した額</li> <li>○電柱・水管等 道路占用料徴収条例に準じた単価</li> </ul> <p>【減免】</p> <p>公用若しくは公共用又は公益事業のため当該財産を使用するとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。</p>	<p>【使用料】(年額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土地 ・近傍類似の土地の都市計画税課税標準額(m<sup>2</sup>)×4/100×使用面積</li> <li>○建物 ・本庁舎の必要経費/本庁舎の床面積×占有床面積 ・使用部分に係る建物の価格×(7/100)×(使用許可日数/365)+当該建物の敷地のうち当該建物の建築面積に相当する面積の土地について第1号の規定を準用して算定した額×(使用部分に係る建物の面積/当該建物の延べ面積)</li> <li>○電柱等 道路占用料徴収条例に準じた単価</li> <li>○自動販売機 規則で定める額×使用部分に係る建物の面積×(使用許可日数/365)</li> </ul> <p>【減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、他の地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に使用するとき。</li> <li>・公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。</li> <li>・上記に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。</li> </ul>	小田原市の事務処理方式を適用する。	使用許可の件数と歳入決算額が多い小田原市の方式を適用する。ただし、南足柄市分については、合併後3年間で段階的に小田原市の制度に合わせる。	使用許可の件数と歳入決算額が多い小田原市の方式を適用することで、混乱が少ない。	南足柄市分は増額となるため、現契約者については、周知・説明を十分に行う。
都市公園(行為)使用料	都市公園の行為許可による使用料	都市公園の行為許可による使用料	【使用料等】別添資料参照 【減免】別添資料参照	【使用料等】別添資料参照 【減免】別添資料参照	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市としての一体性を保つため、一律の基準とし、行為許可件数の多い小田原市の基準に統一する。	新市全体が統一した基準となる。南足柄市分の値上げに伴い、増収となる。	南足柄市域分の行為を行う者の負担が増加するため、周知等を図る。
都市公園占用料	都市公園の占用許可による使用料	都市公園の占用許可による使用料	【使用料等】別添資料参照 【減免】別添資料参照	【使用料等】別添資料参照 【減免】別添資料参照	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市としての一体性を保つため、一律の基準とし、占用物件が多い小田原市の基準に統一する。	新市全体が統一した基準となる。南足柄市分の値上げに伴い、増収となる。	南足柄市域分の占有者の負担が増加するため、激変緩和の経過措置を実施する。

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
市営住宅占用料	火災等のり災者から一時的な市営住宅の使用についての要望があった場合に、内容を審査の上、適当と認められる場合に許可し、使用料を賦課し徴収する。		【使用料】別添資料(小田原市営住宅収入分位別家賃一覧)参照 【減免】 ・収入が著しく低額の場合 ・入居者が病気にかかっている場合 ・入居者が災害により著しい損害を受けた場合 ・上記に準ずる特別な事情がある場合		小田原市の方式により、両市現行の使用料及び減免基準を適用する。 【使用料】別添資料参照	新市においても、り災者の一時的居住地として短期間その用に供することとするため、両市現行の単価を適用する。	特になし	特になし

(3)新たな実施水準に再編するもの

事務事業名	現況		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
小田原駅前広場・大雄山駅前広場の占用・掘削・乗入れの許認可事務に関する占用料及び使用料	小田原市駅前広場(小田原駅東口広場及び西口広場、早川駅広場、鴨宮駅南口広場及び北口広場、国府津駅広場)の占用、掘削、乗入れ等の許認可事務を行い占用料及び使用料等を徴収する。	南足柄市大雄山駅前交通広場の占用、掘削、乗入れ等の許認可事務を行い占用料及び使用料を徴収する。	【使用料等】別添資料参照 【減免】別添資料参照	【使用料等】別添資料参照 【減免】別添資料参照	占用料は、神奈川県単価を準用した単価に再編する。 使用料及び路面掘削事務費は、小田原市の単価を適用する。	両市及び他市の料金比較を行い、占用料は、道路占用料徴収条例を準用しているため、神奈川県単価を準用した単価に再編する。 路面掘削事務費は、南足柄市に設定がないため、小田原市の単価を適用する。	統一条件により料金設定がされるため、公平性の確保が図られる。	占用料については、全体の歳入割合から見ると小田原市分の割合が大きいため、小田原市分の単価が下がることにより、歳入が縮小される。 神奈川県単価を準用する項目以外の料金の見直しを行うとともに、広報や説明会等により、駅前広場使用者に周知を行う。
道路、河川、水路の占用料	市の管理する道路(認定及び認定外)、河川、水路の占用掘削許可を受けた者から、占用料及び掘削事務費を徴収する。	市の管理する道路(認定及び認定外)、河川、水路の占用掘削許可を受けた者から、占用料及び掘削事務費を徴収する。	【占用料】 ○道路及び付属物 道路占用料徴収条例に基づく(別添資料参照) ○水面土揚敷 通路42円/1㎡・1月 通路以外は道路占用料徴収条例に基づく ○路面掘削事務 路面復旧費の6% 【減免】別添資料参照	【占用料】 ○道路及び付属物 道路占用料徴収条例に基づく(別添資料参照) ○水面土揚敷 道路占用料徴収条例に基づく(別添資料参照) 【減免】別添資料参照	占用料は、神奈川県単価(別添資料参照)を準用した単価に再編する。 路面掘削事務は、小田原市の単価を適用する。	両市及び他市の料金比較を行い、神奈川県単価を準用した単価に再編する。路面掘削事務費は、南足柄市には設定がないため、小田原市の単価を適用する。 占用料の単価は、国の基準に基づきよう通達があり、国単価の改正に応じて順次県は単価を改正しており、市も単価改正が必要とされている。	統一な料金設定がされるため、公平性の確保が図られる。	全体の歳入割合から見ると小田原市分の割合が大きいため、小田原市分の単価が下がることにより、歳入が縮小される。 神奈川県単価を準用する項目以外の料金の見直しを行うとともに、広報等による市民周知を行う。

3 その他の使用料②

(1)保険料

ア 現行どおりとするもの

事務事業名	現況		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料の賦課(徴収方法・期割額の決定)・徴収を行う。	後期高齢者医療保険料を賦課(徴収方法・期割額の決定)・徴収を行う。	【保険料】(平成28・29年度保険料率)均等割額43,429円 所得割率8.66% 【減免】 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定められた者(災害・給付制限・所得減少など)	【保険料】(平成28・29年度保険料率)均等割額43,429円 所得割率8.66% 【減免】 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定められた者(災害・給付制限・所得減少など)	現行どおりとする。	神奈川県後期高齢者医療広域連合が定めた県内均一の保険料率であるため。	特になし	特になし

イ 小田原市の事務処理方式を適用するもの

事務事業名	現況		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
国民健康保険料(税)	国民健康保険料を賦課し、徴収を行う。	国民健康保険料を賦課し、徴収を行う。	<p>【保険料】</p> <p>○医療分+支援分+介護分 102,776円</p> <p>○医療分+支援分92,125円</p> <p>【賦課方式】</p> <p>所得割・均等割・平等割の3方式</p> <p>【賦課割合】</p> <p>所得割55:均等割30:平等割15(条例で規定)</p> <p>【基準総所得金額】(一人当たり) 818,069円</p>	<p>【保険料】</p> <p>○医療分+支援分+介護分 108,387円</p> <p>○医療分+支援分101,168円</p> <p>【賦課方式】</p> <p>所得割・均等割・平等割の3方式</p> <p>【賦課割合】</p> <p>所得割50:均等割30:平等割20(賦課割合については条例で定めていないが、現在の税率を算定した際の割合は上記のとおり)</p> <p>【基準総所得金額】(一人当たり) 700,360円</p>	<p>小田原市の事務処理方式をベースとした方式を適用する。</p> <p>①「保険料」とする。</p> <p>②賦課方式は3方式、賦課割合(条例で規定)は所得割55:均等割30:平等割15とする。</p> <p>③両市の加重平均の一人当たり保険料を適用する。</p>	<p>①厚生省による「国民健康保険税の保険料移行に関する検討会報告書」(平成11年)では、国民健康保険制度は給付と負担が対応関係を有し、その財源は本来保険料により求めるべきとしており、税から料への移行を推奨していることから「保険料」とする。</p> <p>②県の標準的方式である3方式とする。比較的低所得及び多扶養世帯が多い両市の実情に即すため、小田原市の賦課割合を適用する。</p> <p>③法定外繰入金等の増減がない規模で新市へ移行するため、両市の加重平均の一人当たり保険料を適用する。</p>	<p>①低所得者層など納付困難者の滞納累積を抑制し、制度運営に必要な現年度分を重視した取り組みをするためには、料のサイクルの方が適している。料への移行を推奨する国の考え方に合致し、国保制度改革上も料の方が望ましい。「料」という名称・方式を採用するため、被保険者に給付と負担の対応関係が理解されやすい。また、地方自治体が保険者として運営する後期高齢者医療保険と介護保険が料方式であるため、保険料の方が被保険者に対する説明も容易である。</p> <p>②所得割より均等割+平等割の割合を低く設定することで、低所得及び多扶養世帯の保険料を抑えることができる。</p> <p>③政策的に保険料負担緩和を行っているものの、法定外繰入金等の増減のない規模で新市に移行させることができる。</p>	<p>①徴収権の優先順位が税よりも低い場合、税担当課と密に連携をとり徴収事務にあたることにより、実務においてその差異は圧縮できているものと考えられ、大きな影響を与えるものではない。</p> <p>②所得割の割合を高く設定しているため、中間所得者層以上にとっては保険料の負担感が増す可能性がある。</p> <p>③特になし</p>

ウ 新たな実施水準に再編するもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
国民健康保険料(税)の減免対象	対象となる世帯に対し、国民健康保険料を減免する。	対象となる世帯に対し、国民健康保険料を減免する。	<p>【減免】別添資料参照</p> <p>①災害により障害者となった者</p> <p>②災害により住宅等が損害を受けた者</p> <p>③事業の休廃止、事業不振、失業等により所得が減少した者</p> <p>④収容・拘禁されている者</p> <p>⑤旧被扶養者に該当する者</p> <p>⑥その他市長が必要と認める者</p>	<p>【減免】別添資料参照</p> <p>①災害により住宅等が損害を受けた者</p> <p>②3箇月以上の長期にわたる疾病又は負傷により医療費が増加し、かつ収入が少ない者</p> <p>③失業、事業不振、疾病等により収入が減少した者</p> <p>④低収入世帯</p> <p>⑤収容・拘禁されている者</p> <p>⑥旧被扶養者に該当する者</p> <p>⑦その他市長が必要と認める者</p>	<p>神奈川県が策定した減免基準モデルを基に、新たな減免要綱を定める。</p> <p>【減免】</p> <p>①災害により住宅等が損害を受けた者</p> <p>②事業の休廃止、事業不振、失業等により収入・所得が減少した者</p> <p>③長期にわたる疾病又は負傷をした者</p> <p>④収容・拘禁されている者</p> <p>⑤旧被扶養者に該当する者</p> <p>⑥その他市長が必要と認める者</p>	<p>両市の減免対象に違いがあるので、より適正な減免基準とするため、両市の減免要綱を見直し、新たな減免要綱を定める。</p>	<p>減免基準については、両市の減免要綱を見直し、神奈川県が策定した減免基準モデルを基に新たな要綱を作成することで、より適正なものとなる。恒常的な低収入世帯を減免対象としないため、減免額を抑制できる。(低収入世帯に対しては、法定軽減の適用があり、既に保険料(税)の減額がなされている。毎年、法定軽減の基準額は拡大されている。)</p>	特になし
介護保険料	小田原市の第1号被保険者に係る介護保険料	南足柄市の第1号被保険者に係る介護保険料	<p>【保険料】年額60,720円(基準額)</p> <p>【所得段階数】13段階</p> <p>【最高料率】2.1</p> <p>【減免】</p> <p>公費による低所得者の保険料軽減の実施、被災者等に係る保険料減免の実施</p>	<p>【保険料】年額54,700円(基準額)</p> <p>【所得段階数】11段階</p> <p>【最高料率】2.0</p> <p>【減免】</p> <p>公費による低所得者の保険料軽減の実施、被災者等に係る保険料減免の実施</p>	<p>新たな保険料水準(単価・所得段階数・最高料率)を設定する。保険料減免については、小田原市の対象範囲を適用する。</p> <p>なお、合併の時期として想定を置いている平成32年度は、保険料等について3年ごとに定める介護保険事業計画の第7期の最終年度となることから、年度中途の合併となる場合には、当該年度のみ予め小田原市で定めた保険料となることもある。</p>	<p>保険料の水準は、介護保険事業計画期間(3年間)の被保険者数とサービスに係る費用見込額から算定されるものであるため、両市の被保険者数及びサービスに係る費用見込額の合計額から、新たな保険料水準を設定する。</p> <p>保険料の減免については、減免対象範囲が小田原市の方が広いことを鑑み、小田原市の対象範囲を適用する。</p>	<p>制度運営に必要な十分な水準で保険料水準を設定できる。</p>	<p>介護保険事業計画策定時に、あらかじめ水準を設定する必要がある。なお、策定時期は、第7期(平成30～32年度)が平成29年度、第8期(平成33～35年度)が平成32年度となる。</p>

(2) 保育料

ア 現行どおりとするもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
酒匂幼稚園・下中幼稚園延長保育料	公立幼稚園6園のうち、酒匂幼稚園、下中幼稚園の2園において4・5歳児を対象に実施している延長保育料を収納する。(14時～17時。夏季休業中は延長保育もなし)		<p>【料金】1回200円</p> <p>※他におやつ1,000円(月額)、教材費1,000円(開始時のみ)を徴収。</p> <p>【減免】</p> <p>生活保護法による被保護世帯 0円</p>		現行どおりとする。	延長保育は、小田原市私立幼稚園協会と調整しながら実施園を決めてきた経緯があるため、新市においても引き続き実施する。	従前どおりのため、各幼稚園及び保護者の負担がない。	特になし

イ 小田原市の事務処理方式を適用するもの

事務事業名	現 況		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
延長保育料	公立保育所の利用者が保育標準時間や保育短時間の認定時間を超えて保育の提供を受けた場合に発生する利用料	公立保育所の利用者が保育標準時間や保育短時間の認定時間を超えて保育の提供を受けた場合に発生する利用料	【料金】30分200円 【減免】生活保護被保護世帯	【料金】30分500円 【減免】生活保護被保護世帯	小田原市の事務処理方式を適用する。 【料金】30分200円 【減免】生活保護被保護世帯	保育所数及び利用者数が多く、類似団体と比較して水準が近い、小田原市の水準を適用する。	新市における旧南足柄市域の施設利用者にとってサービスの利用がしやすくなる(民間保育所が公立との均衡を図ることにより、民間保育所の利用者も延長保育を利用しやすくなる可能性がある)。	歳入減となる。

ウ 新たな実施水準に再編するもの

事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
保育料	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号及び附則第9条第1項各号に掲げる政令で定める額を限度として市が定める額並びに法附則第6条第4項の規定により徴収する費用の額。	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号及び附則第9条第1項各号に掲げる政令で定める額を限度として市が定める額並びに法附則第6条第4項の規定により徴収する費用の額。	【料金】別添資料参照 【減免】 ・生活保護 免除 ・災害損失・保護者等の疾病や死亡で支払いが困難な場合 減額または免除	【料金】別添資料参照 【減免】 災害損失・失業・廃業・疾病等で所得が著しく減少し支払いが困難な場合	1号認定(幼稚園)は南足柄市(国基準)の水準を適用する。 2号認定及び3号認定(保育所等)は小田原市水準を基礎に新たな水準に再編する。(別添資料参照)	1号認定:現在小田原市の就園奨励費は市単独施策を含む7階層から国基準の5階層に見直しされている。 2号及び3号認定は両市ともに国第8階層に当たる階層設定がなく、近隣市より水準が低いいため適正化を図る。	受益と負担の適正化が図られ、歳入増につながる。近隣市との均衡が図られる。	行政側としては適正化であるが、実質利用者負担の増となるため、市民の負担感が増す。保育所整備など待機児童対策を進める。
市立幼稚園保育料・入園料	市立幼稚園は6園(酒匂・東富水・前羽・下中・矢作・報徳)あり、4歳・5歳の2年保育を実施している。子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、平成28年度からは、各世帯の所得に応じた負担額を徴収している。	公立幼稚園の利用者負担金	【入園料】なし 【保育料】別添資料参照	【入園料】4,000円 【保育料】別添資料参照	入園料は廃止し、保育料については、市単独での所得区分は設けず、国が示している各世帯の市町村民税の所得割額により5段階に分けて徴収する。 【保育料】別添資料参照 【減免】別添資料参照	子ども子育て支援新制度に基づき国が示している徴収方式に合わせる。	国基準に合わせることであり、基準改正にも対応しやすいため、小田原市保育課で使用しているシステムでの対応も比較的容易にできる。	南足柄市の保護者にとっては、保育料が高くなる。子ども子育て支援新制度の周知を図り理解を求める。

(3) 上下水道料金

ア 現行どおりとするもの

事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
下水道使用料	下水道使用料の徴収を行う。	下水道使用料の徴収を行う。	【負担金】(2か月当たり) ○基本料金(16㎡まで):1,811円 ○17~20㎡:41円 ○21~40㎡:141円 ○41~60㎡:168円 ○61~100㎡:203円 ○101~200㎡:229円 ○201~2,000㎡:237円 ○2,001~10,000㎡:244円 ○10,001㎡~:247円 【減免】 ・生活保護法の規定により生活扶助を受けている者及びこれに準ずる特別の事情があると認められる者、市長が特別の理由があると認めるとき 免除 ・市長が特別の理由があると認めるとき(漏水等) 減免	【負担金】(2か月当たり) ○基本料金(16㎡まで):1,348円 ○17~20㎡:27円 ○21~40㎡:89円 ○41~60㎡:109円 ○61~100㎡:115円 ○101~200㎡:128円 ○201~1,000㎡:141円 ○1,001~2,000㎡:154円 ○2,001~10,000㎡:161円 ○10,001㎡~:165円 【減免】 ・身体障害者福祉法による身体障害者、児童福祉法による知的障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による1級障害者と認められるものに対して基本料金を減免する。 ・市長が特別の理由があると認めるとき(漏水等) 減免 ・免除はなし	小田原市の事務処理方式を適用する。ただし、下水道使用料については、自分の間それぞれ現行の使用料とする。	合併後3年を目的に、合併後の新市の経営状況を精査し、中長期的な視点に立った経営戦略を見直したうえで、下水道運営審議会に諮り、新市における適正な下水道使用料を設定する。	合併時には、混乱なく実施できる。また、合併後(3年を目的)は、新市における適正な下水道使用料が設定でき、市民理解も得られやすい。	両市域間の使用料格差があることから、小田原市域の利用者から不満が発生する。将来的な使用料設定の考え方を周知し、理解を得ていく。

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
水道料金	小田原市水道給水条例に基づき、水道料金を算出・請求する。	南足柄市給水条例に基づき、水道水の使用量に応じた料金の請求	【料金】別添資料参照 【減免】 公益上その他特別の理由があるとき。	【料金】別添資料参照 【減免】 公益上その他特別の理由があるとき。 「企業の立地の促進等に関する条例」の奨励措置を受ける企業に対する軽減措置。	合併後3年までに料金改定を行い新たな料金とするが、暫定的に両市の現行の料金を据え置く。	新市における施設整備計画等を策定し、審議会による料金水準や体系等の審議を経て、合併後3年までに料金改定を行い新たな料金とする。合併時の料金については、小田原市の現行料金を適用する案と比較をした上で、新市における各種計画が未確定であることから、暫定的に現行料金のまま据え置くこととする。 ただし、合併前に施設整備計画等の策定に向けた準備を進め、合併後のできるだけ早い時期に改定を行う。	据置期間は、両市の市民にとつて、従前のまま負担が変わらない。	①据置期間は、同じ市民であるのに料金が違うことによる不公平感が生じる。合併時に新市の水道料金を示せない。 ②合併時に両市の現行料金を据え置くことにより、新料金の水準によっては、南足柄市は大幅な値上げとなる可能性がある。 ③新市として行う施設の更新や維持管理、サービス等の水準によっては、収入が不足する可能性がある。 ④南足柄市の料金を据え置くことに加え、平成33年度までに予定していた両市の料金見直しの検討が先送りされるため、それぞれの施設整備計画の進捗が大幅に遅れる可能性がある。 【対応策】 ①暫定的な措置であり、合併後のできるだけ早い時期に料金改定を行うことを使用者に周知する。 ②両市の現行料金を据え置いたことにより、値上げ幅が大きくなっていることを使用者に説明する。新料金の改定手続きの中で対応策を検討していく。 ③当面は施設の更新や維持管理、サービス等の水準を現行のまま据え置くことも検討する。

イ 小田原市の事務処理方式を適用するもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
水道利用加入金	水道利用加入金を徴収する。	水道利用加入金を徴収する。	【料金】新設(市内在住3年以上) ○20mm以下: 120,000円(70,000円) ○25mm:180,000円 ○40mm:900,000円 ○50mm:1,300,000円 ○75mm:3,300,000円 ○100mm:5,500,000円 ○150mm:11,000,000円 ○200mm以上:16,000,000円 ※改造の場合は、差額  【減免】別添資料参照	【料金】新設(3年居住者) ○13mm:75,000円(40,000円) ○20mm:105,000円(60,000円) ○25mm:150,000円(80,000円) ○40mm:700,000円 ○50mm:1,050,000円 ○75mm:2,625,000円 ○100mm:4,375,000円 ○150mm:5,906,250円 ○200mm:10,500,000円 ○250mm:16,406,250円 ○300mm以上:23,625,000円 ※改造の場合は、差額 【減免】別添資料参照	小田原市水道給水条例に規定する水道利用加入金を適用する。 【料金】 新設(市内在住3年以上) ○20mm以下: 120,000円(70,000円) ○25mm: 180,000円 ○40mm: 900,000円 ○50mm: 1,300,000円 ○75mm: 3,300,000円 ○100mm: 5,500,000円 ○150mm: 11,000,000円 ○200mm以上: 16,000,000円 ※改造の場合は、差額 【減免】別添資料参照	水道利用加入金は、水道施設の建設費用の一部を負担していただくものであり、算定根拠に基づき徴収しているため、当面は申込み件数の多い小田原市の水準を適用する。	水道利用加入金が増収となる。	南足柄市給水区域のお客様は、水道利用加入金が値上げとなる。水道利用加入金の変更となることについて、給水装置工事申込者に十分周知を図り理解を求める。

ウ 新たな実施水準に再編するもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
下水道事業受益者負担金	公共下水道に係る都市計画下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部を事業により利益を受ける者に負担させるため、都市計画法第75条第2項の規定に基づき、その負担金を賦課・徴収する。	公共下水道に係る都市計画下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部を事業により利益を受ける者に負担させるため、都市計画法第75条第2項の規定に基づき、その負担金を賦課・徴収する。	【負担金】280円(1㎡当たり)  【減免】別添資料参照 【割引(報奨金)】 ○3年分一括:負担金全額の8% ○2年分一括:当該2年度分の負担金の6% ○1年分一括:当該1年度分の負担金の2%	【負担金】(1㎡当たり) ○第1負担区:223円 ○第2負担区:260円 ○第3・4・5負担区:265円 【減免】別添資料参照 【割引(報奨金)】なし	小田原市の事務処理方式を適用するが、負担金単価については、現行の単価を適用する。 【負担金】(1㎡当たり) ○第1負担区:223円 ○第2負担区:260円 ○第3・4・5負担区:265円 ○第6負担区(※小田原市域):280円 【減免】別添資料参照(小田原市) 【割引(報奨金)】 ○3年分一括:負担金全額の8% ○2年分一括:当該2年度分の負担金の6% ○1年分一括:当該1年度分の負担金の2%	受益者が多いと想定される小田原市の事務処理方式を適用する。また、報奨制度については、一括納付等を促進する効果があるため、全市域に適用するとともに、負担金単価については、各市の地域性を踏まえ現行単価とする。	現行単価を用いるため、事務量の増加が抑えられるとともに、受益者に対する混乱が生じない。また、報奨制度を全市域に拡大するため、一括納付等の促進が図られることにより歳入増が見込まれるとともに、年度毎の収納等の事務が軽減される。	報奨制度適用に伴う歳出増が見込まれる。

(4)負担金

ア 現行どおりとするもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
通所介護事業		通所介護事業(特別会計)平成12年4月開所。介護保険法に基づき、要介護(要支援)認定者へ、特に機能訓練に重点をおいた通所介護サービスを提供する。		【負担金】別添資料参照 【減免】生活保護者は福祉課の発行する生活保護法介護券により自己負担免除。	当面は実施するが、合併前に事業の存続の可否を改めて検討する。	平成27～28年度に南足柄市通所介護事業所のあり方の検討(継続・廃止を含む)した結果、南足柄市内にリハビリに特化した事業所が充足されていない点と継続を希望する利用者・関連団体が多く継続を決定しているが、合併前に改めて存続の可否を検討する。	当面は現利用者へのサービスが維持できる。	特になし
未熟児養育医療費助成事業に関する負担金	未熟児養育医療の給付を受ける保護者及び扶養義務者の世帯の階層区分により負担金を徴収する。	未熟児養育医療の給付を受ける保護者及び扶養義務者の世帯の階層区分により負担金を徴収する。	【負担金】別添資料参照	【負担金】別添資料参照	現行どおりとする。	母子保健法に基づく事務(法定受託事務)であり、見直しの余地はない。なお、自己負担金については、小児医療費助成事業で負担しており、自己負担金を増額しても財政上のメリットはない。	特になし	特になし
助産施設委託事業に関する負担金	保健上の必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に措置した場合の自己負担金。	保健上の必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に措置した場合の自己負担金。	【負担金】児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)の規定による。	【負担金】児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)の規定による。	現行どおりとする。	児童福祉法に基づく事業であり、両市の取扱いは同一で、国庫負担基準に則して実施している。類似団体の取扱いも同様であるため、現行どおりとする。	特になし	特になし
ひとり親家庭等日常生活支援事業に関する負担金	ひとり親家庭において、生活の激変、技能取得のための通学、就職活動、傷病、冠婚葬祭の場合に一時的な生活援助(調理、清掃、買物)又は保育サービスを提供したときの自己負担金。	母子・寡婦・父子家庭に修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣した際の自己負担金。	【負担金】(児童扶養手当支給水準の世帯)負担割合1割(子育て支援1時間70円、生活援助1時間150円) 【減免】生活保護世帯又は市民税非課税世帯負担割合なし	【負担金】(児童扶養手当支給水準の世帯)負担割合1割(子育て支援1時間70円、生活援助1時間150円) 【減免】生活保護世帯又は市民税非課税世帯負担割合なし	現行どおりとする。	国補助要綱により実施している事業であり、両市の水準に差異はないため。	特になし	特になし
母子生活支援施設入所措置事業に関する負担金	配偶者のいない女子等であって、監護すべき児童の福祉に欠ける場合において、当該女子等及び児童を母子生活支援施設に措置した場合の自己負担金。	配偶者のいない女子等であって、監護すべき児童の福祉に欠ける場合において、当該女子等及び児童を母子生活支援施設に措置した場合の自己負担金。	【負担金】児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)の規定による。	【負担金】児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)の規定による。	現行どおりとする。	児童福祉法に基づく事業であり、両市の取扱いは同一で、国庫負担基準に則して実施している。類似団体の取扱いも同様であるため、現行どおりとする。	特になし	特になし

イ 小田原市の事務処理方式を適用するもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
独居老人等緊急通報システム事業に関する負担金	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、要介護3以上の方を対象に、緊急事態の発生を通報するシステム装置を貸与する。なお、電話回線を使用し受託者(現在は、セコム)に通報するため、電話加入権を有していない者については、老人用電話を貸与する。	65歳以上のひとり暮らし高齢者で、慢性疾患等により日常注意を要する状態にある方に対し、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る緊急通報システム機器を貸与し、負担金を徴収する。	【負担金】無料 (機器点検のため月100円程度の通信料がかかる)	【負担金】 収入により、費用の10%~30%個人負担。 【費用負担割合】 ・市民税世帯非課税かつ老齢福祉年金及び生活保護受給者・市民税世帯非課税者:負担割合0% ・市民税本人非課税者:負担割合10% ・市民税課税者のうち合計所得200万円未満:負担割合20% ・市民税課税者のうち合計所得200万円以上:負担割合30%	小田原市の事務処理方式を適用する。 【負担金】無料 (機器点検のため月100円程度の通信料がかかる)	在宅で生活されている介護が必要な高齢者の負担軽減を図るため、負担金を徴収しない小田原方式を適用する。	利用者の負担が軽減される。	市の財政負担が増大するため、利用者の要件を見直し、システム利用に係る支出を抑制する。
高齢者予防接種負担金	取扱医療機関が接種者から徴収する。	取扱医療機関が接種者から徴収する。	【負担金】(同一の者につき1回のみ) ○高齢者インフルエンザ 平成27年度は1,500円 平成28年度は1,700円 ○高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 3,000円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、中国残留邦人等の支給給付を受給している者は申請により免除。	【負担金】(同一接種1回まで) ○高齢者インフルエンザ 平成27年度は1,500円 平成28年度は1,700円 ○高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 3,000円 【減免】 生活保護世帯、中国残留邦人等の支給給付を受給している者は申請により免除。	小田原市の事務処理方式を適用する。 【負担金】(同一の者につき1回のみ) ○高齢者インフルエンザ 1,700円 ○高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 3,000円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、中国残留邦人等の支給給付を受給している者は申請により免除。	減免対象者の範囲が小田原市の水準の方が広い。	南足柄市民の公費負担対象者が多くなり、接種者が増えると思われる。ワクチンを接種することにより重症化しにくくなり、医療費の増加が防げる。	市の財政負担が増えるが、他事業の見直しによる歳出削減または予防接種自己負担額を高くする。
胃がん検診負担金	集団検診で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。	集団検診及び医療機関で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。	【負担金】1,400円  【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	【負担金】 集団検診1,500円 医療機関3,000円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75歳以上の者、身体障害者手帳1~2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、福祉医療証、被爆者手帳を持っている者は免除。	小田原市の事務処理方式を適用する。 【負担金】 集団検診1,400円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	胃がん検診については、今後、国の指針である内視鏡検査導入を視野に入れ検討し、当面は南足柄市のバリウムの個別検診を実施しないことで経費を抑える代わりに、南足柄市では新たに未実施の胃がんリスク検診を実施し、内容の充実を図る。自己負担額は、類似団体の状況を鑑み小田原市の金額を適用する。	両市の住民とも、従前の自己負担額以内で検診を受けることができる。南足柄市民の免除対象年齢が下がり、サービスが向上する。	南足柄市民の免除対象年齢を引き下げること、全体的に事業費が増えることが考えられる。南足柄市民にとって、減免対象が狭まる。
胃がんリスク検診負担金	検診実施機関が受診者から徴収する。		【負担金】2,000円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。		小田原市の事務処理方式を適用する。 【負担金】2,000円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	リスク検診を含む胃がん検診については、国の指針である内視鏡検査導入を視野に入れて検討し、当面は南足柄市のバリウムの個別検診を実施しないことで経費を抑える代わりに、南足柄市では新たに胃がんリスク検診を実施し、内容の充実を図る。	小田原市民は、従前と同じ負担額で受けられる。	特になし
乳がん検診負担金	集団及び個別検診で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。対象は、市内に住所を有する当該年度40歳以上の女性。	集団検診及び医療機関で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。対象は、市内に住所を有する当該年度30歳以上の女性。	【負担金】 視触診のみ900円 マンモグラフィ併用:個別検診2,600円、集団検診2,500円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	【負担金】 視触診のみ900円(30~39歳) 視触診・マンモグラフィ2,500円(40歳以上) 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75歳以上の者、身体障害者手帳1~2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、福祉医療証、被爆者手帳を持っている者は免除。	小田原市の事務処理方式を適用する。 【負担金】 視触診のみ900円 マンモグラフィ併用:個別検診2,600円、集団検診2,500円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	対象者、利用者の多い小田原市の実施方法を適用する。	小田原市民は従前と同額で検診を受けることができる。南足柄市民の免除対象年齢が下がり、サービスが向上する。	南足柄市民は対象年齢、自己負担額が上がり、サービスの低下となる。南足柄市民にとって減免対象が狭まる。
成人歯科健康診査負担金	健診実施機関が受診者から徴収する。		【負担金】1,300円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。		小田原市の事務処理方式を適用する。 【負担金】1,300円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	健康増進計画の2大プロジェクトの一つとして位置づけられているため。	小田原市民は、従前と同じ負担額で受けられる。南足柄市民にとってサービスの向上につながる。	特になし

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
放課後児童健全育成事業に関する負担金	「小田原市放課後児童クラブ事業運営要綱」に基づき、労働等により、放課後保護者のいない家庭の児童の健全育成を図ることを目的として実施している放課後児童クラブの運営に必要な財源として保護者負担金を賦課・徴収している。(市の直営方式)		【負担金】 ○基本月額 7,000円 ○延長時間帯負担額(18時～18時30分) 1回につき100円 ○保険料負担額(年額) 800円 【減免】 生活保護受給世帯、就学援助認定世帯	(労働等により、放課後保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を運営している学童保育所(保護者会が運営、一部NP〇へ委託)に市が補助金を助成。保護者の負担金は学童保育所が徴収)	小田原市の事務処理方式を適用する。 【負担金】 ○基本月額 7,000円 ○延長時間帯負担額(18時～18時30分) 1回につき100円 ○保険料負担額(年額) 800円 【減免】 生活保護受給世帯、就学援助認定世帯	保護者負担金の金額や免除要件等の取扱いを小田原市の水準に合わせる。	小田原市民は負担増なく、南足柄市民は負担減の恩恵を受け、現状の水準を維持したサービスを提供できる。	南足柄市の負担金(利用料)との差額分と免除要件の統一による補てん分の経費が増加する。 小田原市と同様の直営方式に変更する。
協力協約締結箇所整備における所有者負担金	森林整備において協力協約締結箇所整備での所有者負担金		【負担金】 協力協約事業において実施する作業道等整備を市が施工した場合の所有者の所有者負担分相当 【減免】なし		小田原市の事務処理方式を適用する。 【負担金】 協力協約事業において実施する作業道等整備を市が施工した場合の所有者の所有者負担分相当 【減免】なし	南足柄市で該当する事業がないため。	特になし	特になし
電線類地中化事業建設負担金	電線共同溝の整備に関する特別措置法により、電線共同溝の占用予定者が電線共同溝の建設に要する費用の一部を負担するもの。		【負担金】505円/条数・m 【減免】なし		小田原市の事務処理方式を適用する。 【負担金】 505円/条数・m 【減免】なし	法令に基づく事務処理方式のため。前年度工事の出来形延長に単価をかけて建設負担金の計算を行う。	小田原市の事務処理方式に合わせて、混乱が少ない。	対象路線が複数になる場合の整理が必要となるため、路線ごとの負担金計算と、全体額の整理を行う。

ウ 新たな実施水準に再編するもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
肺がん検診負担金	個別検診で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。	集団検診及び医療機関で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。	【負担金】500円、喀痰検査+600円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	【負担金】 レントゲン900円 喀痰検査+1,300円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75歳以上の者、身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、福祉医療証、被爆者手帳を持っている者は免除。	小田原市の事務処理方式を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。 【負担金】 500円、 喀痰検査+600円(個別検診、集団検診ともに) 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減する。	南足柄市民は従前より安価で検診を受けることができる。南足柄市民の免除対象年齢が下がり、サービスが向上する。	南足柄市民の免除対象年齢を引き下げること、全体的に事業費が増えることが考えられる。 南足柄市民にとって、減免対象が狭まる。
大腸がん検診負担金	個別検診で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。	集団検診及び医療機関で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。	【負担金】900円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	【負担金】700円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75歳以上の者、身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、福祉医療証、被爆者手帳を持っている者は免除。	小田原市の事務処理方式を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。 【負担金】 個別検診900円 集団検診700円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減する。	小田原市民は従前と同額で検診を受けることができる。南足柄市民の免除対象年齢が下がり、サービスが向上する。	南足柄市民に対する個別検診の自己負担額が上がり、サービスの低下となる。 南足柄市民にとって減免対象が狭まる。
子宮がん検診負担金	集団及び個別検診で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。	集団検診及び医療機関で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。	【負担金】 頸部のみ:個別検診1,600円、集団検診1,100円 体部追加:個別検診のみ+1,200円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	【負担金】1,800円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75歳以上の者、身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、福祉医療証、被爆者手帳を持っている者は免除。	小田原市の実施方法を適用するが、体部細胞診を廃止する。免除対象者は、小田原の水準とする。 【負担金】(頸部のみ) 個別検診1,600円 集団検診1,100円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	対象者、受診者の多い小田原市の実施方法を適用する。体部細胞診は廃止し、小田原市の水準を下げることで、国の指針に合わせてとともに、財政負担を軽減する。	南足柄市民は、従前より安価で検診を受けることができ、サービスが向上する。南足柄市民の免除対象年齢が下がり、サービスが向上する。	南足柄市民の負担額及び免除対象年齢を引き下げること、全体的に事業費が増えることが考えられる。 南足柄市民にとって、減免対象が狭まる。

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
前立腺がん検診負担金	個別検診で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。対象は、市内に住所を有する当該年度50歳以上の男性。	集団検診及び医療機関で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。対象は、市内に住所を有する当該年度40歳以上の男性。	【負担金】1,200円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	【負担金】1,000円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75歳以上の者、身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、福祉医療証、被爆者手帳を持っている者は免除。	小田原市の事務処理方式を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。 【負担金】1,200円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに、対象年齢や自己負担額は小田原市の水準に合わせて経費も削減する。	小田原市民は従前と同額で検診を受けることができる。南足柄市民の免除対象年齢が下がり、サービスが向上する。	南足柄市民は負担額が上がりサービス低下となる。南足柄市民にとって減免対象が狭まる。
肝炎ウイルス検査負担金	個別検診で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。対象は、市内に住所を有する当該年度40歳の者及び41歳以上で市の肝炎ウイルス検査の受診機会を逃した者	集団検診及び医療機関で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。対象は、市内に住所を有する当該年度40歳以上の者。	【負担金】1,200円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	【負担金】1,200円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、75歳以上の者、身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1、A2、福祉医療証、被爆者手帳を持っている者は免除。	小田原市の事務処理方式を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。 【負担金】1,200円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護世帯、生活保護受給者、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減する。	南足柄市民の免除対象年齢が下がり、サービスが向上する。	南足柄市民の免除対象年齢を引き下げることで、全体的に事業費が増えることが考えられる。南足柄市民にとって、減免対象が狭まる。
特定健康診査負担金	健診実施機関が受診者から徴収する。	集団検診及び医療機関で行う際に、検診実施機関が受診者から徴収する。	【負担金】2,000円 【減免】 市民税非課税世帯、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	【負担金】1,500円 【減免】 市民税非課税世帯は免除。	小田原市の事務処理方式を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。 【負担金】2,000円 【減免】 市民税非課税世帯、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	一部南足柄市の実施方法を適用し、経費を削減する。健診内容を小田原市の水準に高めるので、自己負担額も小田原市の金額を適用する。	小田原市民は従前と同額で健診を受けることができる。南足柄市民の免除対象が広がり、サービスが向上する。	南足柄市民は負担額が上がりサービス低下となる。
健康診査負担金	健診実施機関が受診者から徴収する。	健診実施機関が受診者から徴収する。	【負担金】2,000円 【減免】 市民税非課税世帯、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	【負担金】1,500円 【減免】 市民税非課税世帯、生活保護受給者、当該年度75歳以上の者は免除。	小田原市の事務処理方式を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。 【負担金】2,000円 【減免】 市民税非課税世帯、当該年度70歳以上の者、65歳から69歳までの者で後期高齢者医療被保険者証を持参した者は免除。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減する。	小田原市民は従前と同額で健診を受けることができる。南足柄市民の免除対象年齢が下がり、サービスが向上する。	南足柄市民は負担額が上がりサービス低下となる。

エ 廃止するもの

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
家族介護用品支給事業利用者負担金		要介護3以上の市民税非課税世帯の方(同一住所に課税世帯の親族がいない等)で、1人で排尿又は排便が困難な寝たきりや認知症の方に紙おむつ等の日常生活介護用品を支給し、1割は利用者負担として、利用者から指定業者へ支払う。	(要介護3以上の在宅で生活している高齢者を介護している家族に対し、介護保険の給付対象外となっている介護用品を支給している(業務委託)が、利用者負担金は徴収していない。)	【負担金】 紙おむつ等の介護用品支給額の10%(年間購入費用は65,000円が限度)	廃止	利用者負担を伴わない小田原市の事務処理方式を適用するため。	特になし	特になし
重度障がい者訪問入浴サービスに関する負担金		在宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対して、巡回入浴者で利用者宅を訪問して入浴サービスを実施して、心身機能の維持向上と介護家族の負担軽減を図る。	(利用者は直接事業所に利用料の1割分を支払い、利用料の残りを小田原市が扶助費で事業所に支払う)	【負担金】 利用者及びその扶養義務者のうち市町村民税又は所得税の税額が最も高い者の課税状況により要綱で定めた階層区分に応じた額を負担。 A:生活保護被保護者 0円 B:市町村民税非課税者 0円 C1:前年度所得税非課税者のうち市町村民税均等割のみ課税者 50円/1回 C2:前年度所得税非課税者のうち市町村民税所得割課税者 100円/1回 D1～D14:前年度所特税課税者 年税額により150円～全額負担(10,500円)14段階に区分	廃止	小田原市の同事業(利用者が直接事業所に支払う)と統合する。市民への影響はなく、事務が軽減されるため。	自己負担分を直接事業所に支払うことにより、市の事務が軽減される。	特になし

事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
訪問看護利用料		訪問看護ステーション事業(特別会計)平成6年4月に開所。訪問看護ステーションは県内で約560か所あるが、公立は当事業所のみ。医師の指示に基づき看護師・理学療法士などが在宅で療養している利用者宅を訪問する。訪問看護に係る利用料を徴収する。		【利用料】 介護保険法、高齢者医療確保法、健康保険法に基づく料金 【減免】 特定疾患者は所得による段階料金 無料の場合も有。生活保護は無料。	南足柄市域に民間事業所が進出した時点で廃止。	現在、民間事業所は地域区分適用外の南足柄市を避け、小田原市側に事業所を設置し、南足柄市の人口密集地のみ訪問をする状況である。合併すれば南足柄市区域も地域区分適用地域になるので、民間事業者が進出し訪問看護ステーションがないという事態が解消されると思われる。	正職員(看護師3名)の他事業への転用。事業を廃止した場合、開いたスペースの他事業への活用。	特になし